

硬式テニス部 規約

第 1 条 本団体は硬式テニス部と称する。

第 2 条 本団体はテニスを通じて、運動不足の解消と豊かな人間性の育成を図ると共に、スポーツの魅力を学びつつ、人間としての成長を目的とする。

第 3 条 会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

第 4 条 会費は、一人当たり年額 3000 円とし、新年度 6 月中に徴収することとする。但し、年度途中に加入したものは入会后 1 ヶ月以内に納入することとする。

第 5 条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は 1 年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。但し、再任を妨げない。

① 部長 1 名 …… 本団体を代表する。

② 副部長 1 名 …… 部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。

③ 会計 1 名 …… 会計事務を処理する。

第 6 条 本規約に定めのない事項については全構成員の承認により決する。

第 7 条 本規約は、全構成員の承認により改廃される。

附則 この規約は、平成 12 年 6 月 14 日から施行する

この規約は、一部を改正し令和 5 年 5 月 1 日から適用する